

新分野進出等の状況報告書

1	施設又は設備等の内容				費用の内訳	合計
	新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設又は設備等の内容及び費用					万円
2	雇入れた労働者数					人
3 労働者の雇入れの状況	氏名					
	雇用保険被保険者番号					
	雇入れ年月日	平成 年 月 日				
	離職年月日	平成 年 月 日				
	配属部署					
	原則として、継続して1年以上勤務の見込	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	過去3年間に雇用されていた企業					
	氏名					
	雇用保険被保険者番号					
	雇入れ年月日	平成 年 月 日				
	離職年月日	平成 年 月 日				
	配属部署					
	原則として、継続して1年以上勤務の見込	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	過去3年間に雇用されていた企業					
4	労働者の離職の状況					
改善計画認定申請日の6ヶ月前の日から当該報告書の提出日までの間の事業主都合による常用労働者の離職者数						
人						
5	労働者代表証明欄					
対象労働者を雇い入れた申請事業主が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間に事業主都合により解雇された常用労働者が存在しないこと及び申請事業主は良好な雇用機会の創出に資する雇用管理の改善のための教育訓練を行っていることを証明します。						
氏名 ㊟						

ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。

様式27号 新分野進出等の状況報告書（裏面）

提出上の注意

- 1 この報告書は、新分野進出等に係る改善計画の認定を受けた認定中小企業者が、中小企業雇用創出等能力開発助成金支給申請書(様式23号) (以下「申請書」といいます。)の提出する際に、提出してください。
- 2 この報告書を提出する場合には、次の書類の写しを添付してください（既に労働局に提出している場合を除く。）。
 - (1) 新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設又は設備等の内容及びその費用負担を証明する以下イ及びロの書類
 - イ 新分野進出等の事業所の場所が明確に分かるような図面、写真等
 - ロ 見積書、請求書、納品書、工事請負契約書、支払い明細等、施設又は設備等の内容がわかる書類及びその費用負担が確認できる領収書又は振込の証書（通帳の写しでも可）
 - (2) 3欄の労働者に係る以下の書類
 - イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
 - ロ 賃金の額、手当等の種類、勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、雇入れ年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書等（写）
 - ハ 出勤状況が日毎に明らかになる出勤簿等（写）
 - ニ 支払われた賃金が明確に明記された賃金台帳等（写）
 - ホ 対象労働者の業務内容、部署を明らかにする申請事業所の組織図等の書類
 - (3) 事業実態・雇用実態を確認する以下の書類
 - イ 給与支払い事務所等の開設届出書（写）（所轄税務署の受印があるもの）
 - ロ 源泉所得税の領収証書（写）（所轄税務署等の受印があるもの）
 - ハ 新分野進出等に係る仕入れ及び売上げに係る伝票（直近1箇月分）等（写）
 - ニ 現金出納帳及び預金通帳（写）
 - (4) 改善計画認定申請日の6箇月前の日から支給申請日までの間に、当該認定中小企業者（当該認定中小企業者が、他の事業主が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立したものである場合には、設立元事業主及び確認期間中に当該設立元事業主が設立した法人等であって当該認定中小企業者以外のものを含む。）が雇用する常用労働者及び離職した常用労働者の氏名、離職年月日等が明らかになった労働者名簿等（写）
 - (5) 5欄の証明を行う者が、労働者の代表であることを証明する以下の書類
 - イ 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合の代表するものであることを証明する書類
 - ロ 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者であることを証明する書類
 - (6) その他労働局長が必要と認めるもの

記入上の注意

- 1 1欄は、新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設又は設備等の内容及び費用の内訳及び合計を記入してください。
- 2 2欄は、改善計画の認定日の翌日から起算して当該報告書の提出までに雇入れた労働者（雇用保険の一般被保険者に限る。）の数を記入してください。
- 3 3欄は、2欄に該当する労働者の雇入れの状況について記入してください。該当する者が10名以上いる場合は、10名分まで記入してください。
- 4 4欄は、改善計画認定申請日の6箇月前から支給申請日までの間の当該認定中小企業者（当該認定中小企業者が、他の事業主が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立したものである場合には、設立元事業主及び確認期間中に当該設立元事業主が設立した法人等であって当該認定中小企業者以外のものを含む。）の事業主都合による常用労働者の離職者数を記入してください。
- 5 5欄は、4欄の期間において事業主都合による常用労働者の離職がなかったこと及び申請事業主が良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善のための事業を行っていることを、労働者の過半数を代表する者が確認し、記名・押印又は署名してください。